会津若松市道路占用料等条例 新旧対照表 【改正案】 行】 【現 <u>附 則</u> 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 2 改正後の会津若松市道路占用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用の期間に係る占 用料について適用し、同日前の道路の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。 占用料 占用料 占用物件 占用物件 単位 金額 単位 金額 法第32条第1項 第1種電柱 第1号に掲げる工 作物 法第32条第1項 第1種電柱 第1号に掲げる工 作物 1本につき1年 1本につき1年 480円 420円 第2種電柱 第2種電柱 730円 650円 第3種電柱 第3種電柱 990円 880円 第1種電話柱 第1種電話柱 430円 380円 第2種電話柱 第2種電話柱 680円 610円 第3種電話柱 第3種電話柱 940円 830円 その他の柱類 その他の柱類 43円 38円 共架電線その他上空に設ける線類 共架電線その他上空に設ける線類 長さ1メートル につき1年 長さ1メートル につき1年 4円 地下電線その他地下に設ける線類 地下電線その他地下に設ける線類 3円 2円 路上に設ける変圧器 路上に設ける変圧器 420円 370円 占用面積1平方 メートルにつき 1年 地下に設ける変圧器 占用面積1平方 メートルにつき 電響を必能これに類するもの及び公衆電話1個につき1年 地下に設ける変圧器 260円 230円 850円 760円 郵便差出箱 郵便差出箱 320円 360円 表示面積1平方 メートルにつき 1年 占用面積1平方 メートルにつき 1年 表示面積1平方 メートルにつき 1年 占用面積1平方 メートルにつき 1年 広告塔 広告塔 870円 960円 その他のもの その他のもの 850円 760円 法第32条第1項 外径が0.07メートル未満のもの 第2号に掲げる物 件 ドキ 長さ1メートル につき1年 <u>1年</u> 長さ1メートル につき1年 外径が0.07メートル未満のもの 18円 16円 26円 23円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の もの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の もの 38円 34円 51円 45円 77円 68円 外径が0.3メートル以上0.4メートの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の もの 100円 91円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の もの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の もの 180円 160円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 260円 230円 510円 450円 法第32条第1項 自動運行補法第2条第2項第 地下に設けるも 長さ1メートル 第3号に掲げる施 助施設 5号に規定する自の 1 5号に規定する自の 1 5号に規定する自の 1 5号に規定する自の 2 5号に 2 3円 2円 運行装置によ 検知の対象と て設置する導 その他の線類 9円 8円 610円 680円 上空に設けるも 占用面積1平方 の メートルにつき 1年 上空に設けるも 占用面積1平方の メートルにつき 1年 380円 430円 地下に設けるも の 地下に設けるもの 260円 230円 その他のもの その他のもの 850円 760円 ら用面積1平方 メートルにつき 1年 階数が1のもの 占用面積1平方 メートルにつき 1年 法第32条第1項第4号に掲げる施設 法第32条第1項第4号に掲げる施設 850円 メートルにつこ 1年 階数が1のもの 占用面積1平方 メートルにつき 760円 法第32条第1項 地下街及び地下室 第5号に掲げる施 殿 Aに<u>0.004</u>を乗じて得た額 Aに<u>0.005</u>を乗じて得た額 階数が2のもの 階数が2のもの Aに<u>0.006</u>を乗じて得た額 Aに<u>0.008</u>を乗じて得た額 階数が3以上の もの 階数が3以上の もの Aに<u>0.007</u>を乗じて得た額 Aに<u>0.01</u>を乗じて得た額 上空に設ける通路 上空に設ける通路 430円 480円 地下に設ける通路 地下に設ける通路 260円 290円

	その他のもの			<u>850</u> P
法第32条第1項 第6号に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	9만
^	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	<u>87</u> P
和27年政令第 479号。以下「政 今」という。)第7 条第1号に掲げる 物件	看板(アーチであるものを除 く。)	一時的に設ける もの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	<u>87</u> P
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	870P
	標識		1本につき1年	680P
	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	<u>9</u> P
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>9</u> P
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	87P
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	870F
		その他のもの		430P
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方 メートルにつき 1年	850
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる 工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	<u>87</u> P
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる 施設			メートルにつき	<u>85</u> P
政令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.019を乗じて得た客
	その他のもの			Aに 0.014 を乗じて得た客
政令第7条第10 号に掲げる施設 及び自動車駐車 場	建築物			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た客
	その他のもの			Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
改令第7条第13 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た客
	上空に設けるもの			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た客
	その他のもの			

	その他のもの			760円
法第32条第1項 第6号に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	96円
和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	10円
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	96円
	アーチ	車道を横断する もの		960円
		その他のもの		480円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方 メートルにつき 1年	760円
政令第7条第4号 工事用材料	に掲げる工事用施設及び同条	占用面積1平方 メートルにつき	96円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる 施設			メートルにつき	76円
政令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
号に掲げる施設 及び自動車駐車	建築物			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
場	その他のもの			Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
政令第7条第13 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
備考略				